



県章

山形県公報

平成29年10月31日（火）
第2891号

毎週火・金曜日発行

目次

訓 令

○山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課） ……1100

告 示

- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（みどり自然課） ……1101
- 知事指定薬物の指定……………（健康福祉企画課） ……1102
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課） …… 同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課） ……1105
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ） …… 同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁北村山建設総務課） …… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課） ……1106
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） …… 同
- 同 ……（ 同 ） …… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局） ……1107

教育委員会関係

訓 令

○山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………1108

企業局関係

規 程

○山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………1109

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………1110

公 告

- 平成29年度山形県准看護師試験の実施……………（地域医療対策課） ……1111
- 平成29年度随時実施技能検定の実施……………（雇用対策課） …… 同
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………（農村計画課） ……1112
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（庄内総合支庁水産振興課） ……1113
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（米沢工業高等学校） …… 同

訓 令

山形県訓令第16号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第27号中

雇用予定期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間の更新の可能性	更新する場合があります得る・更新はしない	に、
	※ 更新する場合の判断基準	
	（ ・勤務実績、態度 ・能力 ・資格 ・従事している業務の状況 ）	
	（ ・予算 ・その他（ ） ）	

休 暇	年次有給休暇の日数	を
-----	-----------	---

休 暇	年次有給休暇の日数		に改める。
退職に関する事項	定 年 制	無	
	継続雇用制度	無	
	自己都合退職の手続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。	
	免職の事由及び手続	職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）又は職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の適用を受ける職員の例による。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第27号の規定は、雇用予定期間の始期が平成29年11月15日以後である第32条第1項に規定する日々雇用職員（以下「日々雇用職員」という。）について適用し、同日前に雇用する日々雇用職員については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第753号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 落合・寺津特定猟具使用禁止区域（山形市、天童市及び東村山郡中山町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 前川ダム特定猟具使用禁止区域（上山市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 若木特定猟具使用禁止区域（東根市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 銀山特定猟具使用禁止区域（尾花沢市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 5 (1) 名 称 上郷ダム特定猟具使用禁止区域（西村山郡朝日町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 大山特定猟具使用禁止区域（西村山郡大江町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 大谷地特定猟具使用禁止区域（新庄市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 日山特定猟具使用禁止区域（最上郡最上町）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 万世特定猟具使用禁止区域（米沢市）
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境

部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

10 (1) 名称 岩ノ沢特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

11 (1) 名称 酒田錦町特定猟具使用禁止区域（酒田市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第754号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

(1) 2— [2, 5—ジメトキシ—4—（トリフルオロメチル）フェニル] エタンアミン（通称名2C—TFM）及びその塩類

(2) メチル—2—（4—フルオロフェニル）—2—（ピペリジン—2—イル）アセテート（通称名4—F l u o r o m e t h y l p h e n i d a t e、4F—MPH、4—FMPH）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成29年11月1日

山形県告示第755号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、平成29年10月19日次のとおり通知があった。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

2 期 間

平成29年11月9日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

医療生活協同組合やまがた

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

同

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同 双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターあおば	同
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同 日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同 文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鐘31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同 日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた 協同の家虹	山形市北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所	同 城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 本部	鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同 民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同 99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家	酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	同 3番18号
医療法人健友会	

認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	
医療法人健友会		
のぞみ診療所	同	4番12号
医療法人健友会		
本間病院	同	5番23号
医療法人健友会		
本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会		
介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院酒田医療センター	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会		
至誠堂ホームヘルパーステーション	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会		
わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会		
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会		
篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会		
千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		

天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会	
山形さくら町病院	山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会	
かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会	
介護老人保健施設かなやの里	同

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第756号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市、鶴岡市及び三川町地内
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年10月20日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値地形図作成、レベル2,500）

山形県告示第757号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市山王町地内、同市文園町地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年8月21日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（街区基準点復旧測量）

山形県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字豊田字下宿589番から
同 川前字下代32番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月5日

山形県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字川井字元立994番1から 同 1023番1まで	旧	45.0メートル } 38.0	メートル 109
同 上	新	45.0メートル } 38.0	同 上
米沢市大字川井字元立4888番103から 同 996番1まで		34.0メートル } 7.8	メートル 416
米沢市大字川井字元立1133番2から 同 1024番3まで		25.0メートル } 12.5	メートル 198
米沢市大字川井字元立1006番1から 同 1394番1まで		32.0メートル } 11.0	メートル 295
米沢市大字川井字元立1006番1から 同 1413番2まで		23.8メートル } 13.2	メートル 216

山形県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市花沢町931番1から
同 大字川井字元立1087番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月4日

山形県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字川井字元立994番1から
同 1023番1まで
米沢市大字川井字元立4888番103から
同 996番1まで
米沢市大字川井字元立1133番2から
同 1024番3まで
米沢市大字川井字元立1006番1から

- 同 1394番 1 まで
- 米沢市大字川井字元立1006番 1 から
- 同 1413番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月 4 日

山形県告示第762号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 双月町二丁目3番1号 」 を 「 五十鈴二丁目1番13号 」 に、

「	山形市役所支店	「	旅籠町二丁目3番25号	「	」	を
「	花楯支店	「	花楯一丁目1番13号	「	」	

「	山形市役所支店	「	旅籠町二丁目3番25号	「	」	に、
---	---------	---	-------------	---	---	----

「	東原支店	「	小白川町一丁目8番26号	「	」	を
---	------	---	--------------	---	---	---

「	東原支店	「	小白川町一丁目8番26号	「	」	に改める。
「	花楯支店	「	五十鈴二丁目1番13号	「	」	

附 則

この規程は、平成29年11月 6 日から施行する。

教育委員会関係

訓 令

山形県教育委員会訓令第7号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月31日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第33条中「日々雇用職員（）」を「別表第3の各項のいずれかに該当する非常勤職員（以下「日々雇用職員」という。）（）」に改める。

別記様式第38号中

雇用予定期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間	年 月 日から	に、
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		
雇用予定期間の更新の可能性	更新する場合があります得る・更新はしない ※ 更新する場合の判断基準 〔・勤務実績、態度 ・能力 ・資格 ・従事している業務の状況〕 〔・予算 ・その他（ ）〕	

休 暇	年次有給休暇の日数	を
-----	-----------	---

休 暇	年次有給休暇の日数		に改める。
退職に関する事項	定 年 制	無	
	継続雇用制度	無	
	自己都合退職の手続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。	
	免職の事由及び手続	職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）又は職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の適用を受ける職員の例による。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第38号の規定は、雇用予定期間の始期が平成29年11月15日

以後である第33条に規定する日々雇用職員（以下「日々雇用職員」という。）について適用し、同日前に雇用する日々雇用職員については、なお従前の例による。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第38号中

雇用予定期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間	年 月 日から	に、
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間の更新の可能性	更新する場合があります得る・更新はしない	に、
	※ 更新する場合の判断基準 ・勤務実績、態度 ・能力 ・資格 ・従事している業務の状況 ・予算 ・その他（ ）	

休 暇	年次有給休暇の日数	を
-----	-----------	---

休 暇	年次有給休暇の日数		に改める。
退職に関する事項	定 年 制	無	
	継続雇用制度	無	
	自己都合退職の手続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。	
	免職の事由及び手続	職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）又は職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の適用を受ける職員の例による。	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第38号の規定は、雇用予定期間の始期が平成29年11月15日以後である第37条第1項に規定する日々雇用職員（以下「日々雇用職員」という。）について適用し、同日前に雇用する日々雇用職員については、なお従前の例による。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第44号中

雇用予定期間	年 月 日から	を
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		

雇用予定期間	年 月 日から	に、
	年 月 日まで	
ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日は原則として雇用しません。		
雇用予定期間の更新の可能性	更新する場合があります得る・更新はしない ※ 更新する場合の判断基準 (・勤務実績、態度 ・能力 ・資格 ・従事している業務の状況) (・予算 ・その他 ())	

休 暇	年次有給休暇の日数	を
-----	-----------	---

休 暇	年次有給休暇の日数		に改める。
退職に関する事項	定 年 制	無	
	継続雇用制度	無	
	自己都合退職の手続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。	
	免職の事由及び手続	職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）又は職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の適用を受ける職員の例による。	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第44号の規定は、雇用予定期間の始期が平成29年11月15日以後である第39条に規定する日々雇用職員（以下「日々雇用職員」という。）について適用し、同日前に雇用する日々雇用職員については、なお従前の例による。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成29年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年2月7日（水）午後1時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号
山形国際ホテル

2 受験手続

受験願書を平成29年11月16日（木）から同年12月1日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部地域医療対策課に提出すること（郵送の場合は、平成29年12月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける）。

3 その他

詳細については、健康福祉部地域医療対策課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により山形県職業能力開発協会が実施する同法第44条第1項の規定による平成29年度随時実施技能検定を平成29年11月1日から次のとおり実施する。

なお、平成29年3月3日付け山形県公報第2824号で公告した平成29年度随時実施技能検定は、同年11月1日以後実施しないものとする。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業に限る。）、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	同 上	同 上

4 受検手続

- (1) 技能検定受検申請書の提出先
山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会
- (2) 技能検定受検申請書の受付期間
山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働部雇用対策課（電話番号023(630)3245）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成29年11月14日まで縦覧に供する。

平成29年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	14者	山形市大字長谷堂字飯森4726番ほか52筆
上 山 市	20者	上山市楢下字新田2476番ほか58筆
寒河江市	2者	寒河江市大字高屋字台下879番3ほか2筆
河 北 町	3者	西村山郡河北町大字溝延字稲荷原255番ほか4筆
大 江 町	5者	西村山郡大江町大字左沢字金谷2212番2ほか25筆
尾花沢市	14者	尾花沢市大字毒沢字大谷地1917番ほか50筆
金 山 町	7者	最上郡金山町大字安沢字榎台新田795番ほか53筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字大沢字蟻喰4353番10ほか26筆
米 沢 市	7者	米沢市大字長手字萩ノ森4279番ほか45筆
南 陽 市	3者	南陽市和田字深田3525番1ほか10筆
小 国 町	6者	西置賜郡小国町大字新股字堤ノ下197番1ほか45筆

白 鷹 町	4 者	西置賜郡白鷹町大字高玉字境前一2234番 3 ほか18筆
飯 豊 町	14者	西置賜郡飯豊町大字中字山王原2291番ほか97筆
鶴 岡 市	30者	鶴岡市和名川字南田75番ほか236筆
三 川 町	2 者	東田川郡三川町大字押切新田字杉苗田26番ほか 3 筆

2 申請年月日

平成29年10月13日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年11月14日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年10月31日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課長 阿 部 信 彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業監視調査船「月峯」定期検査受検手続及び上架整備業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課総務係 酒田市山居町二丁目14番23号 電話番号 0234(24)6161

3 落札者を決定した日 平成29年9月20日

4 落札者の名称及び住所

有限会社家岸造船所 酒田市宮野浦字家岸585番地

5 落札金額 85,374,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成29年8月8日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年10月31日

山形県立米沢工業高等学校長 星 洋 志

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

電力の供給 契約電力237キロワット、使用電力量552,355キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立米沢工業高等学校事務室 米沢市大字川井300番地 電話番号0238(28)7050

3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月25日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
平成28年度分	1,614.49円
平成29年度分及び平成30年度分	1,644.38円

（使用電力量に対する単価）

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）	
平成28年度分	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
平成29年度分及び平成30年度分	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当